

平成24年度

「活用促進型〔試行〕のための技術募集」

募 集 要 領

平成25年3月

国土交通省 九州地方整備局

1. 募集の目的

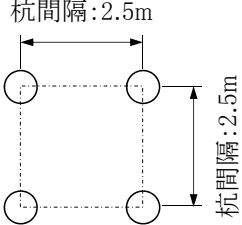
九州のフィールドに適応した新技術を積極的に活用するために、未評価の新技術（軟弱地盤、シラス、火山災害対策等）を優先的に活用し、すみやかに事後評価を行う「活用促進型〔試行〕」を実施する。これにより、九州のフィールドに適応した新技術の技術革新（より品質の高い製品・より安価な製品等の開発）を促進させる。

応募された技術は、九州地方整備局新技術活用評価部会（以下、「評価部会」という。）九州地方整備局技術活用推進調整会議（以下、「調整会議」という。）において審査・選考し、工事等の発注にあたって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う。

下記について、技術の募集を行うものである。

2. 募集技術

（1）募集工種・現場条件等

募集工種	現場条件
軟弱地盤処理工・ 深層混合処理工 （スラリー式機械 攪拌工法）	現場条件 ・ 本工事は供用中の自動車専用道路部に腹付け盛土を行うための軟弱地盤対策（地盤改良）工事である。 ・ 杭 径：φ1,200mm ・ 杭打設長：11m程度（空打1.0m程度を含む） ・ 杭 長：10.0m程度 ・ 改良強度：$qu_{ck}=1,000\text{kN/m}^2$ ・ 改良率：$ap=18.1\%$ ・ 杭本数：142本 ・ 土質条件：地表面より施工済みの盛土 1.5m、粘性土〔N値0（自沈）自然含水比$w_n=90\sim130\%$程度〕8.0m程度シルト〔N値3以下 自然含水比$w_n=80\%$程度〕1.5m程度 ・ 改良杭先端：改良杭の先端は、N値10以上の砂層に着底させる。 ・ 施工スペース：地盤改良を行なう範囲と施工済みの側道との間には、離隔がないが、現時点では、側道を交通開放していないので、施工スペースに問題はないと考えている。 ・ 重機、資材の搬入条件：施工現場に至る道路に、狭窄した道路はなく、重機や資材の搬入に問題はない。 ・ 施工場所：福岡県柳川市付近 ・ 施工時期：概ね平成25年度第2～3四半期を予定。 

（2）募集技術の条件等

募集技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) NETIS登録技術で事後評価未実施技術であること（平成25年3月11日現在）。
- 2) 選考の過程において、選考に係わる者（評価部会、調整会議、事務局等）及び事業の遂行に係わる者（地方整備局、事務所等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選考された技術について技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- ・ 応募技術を基にした事業を実施または製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。

なお、行政機関(※)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選考された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者(請負者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(※)「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。

並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 応募時点において、九州地方整備局長から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。なお、調整会議、評価部会において活用対象技術の選考を行う予定としているが、応募時以降に上記の処分を受けた場合には、活用が実施されない場合がある。

4) 応募技術の選考結果は応募者に通知する。

(2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

2) 申請する共同開発者には選考結果の通知は行わないが、応募技術が選考された際には共同開発者として九州地方整備局のホームページ上で公表する。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、10. 応募資料作成要領に基づき作成し、郵送または持参にて提出すること。

(2) 提出(郵送)先

国土交通省九州地方整備局 企画部 施工企画課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎

(代表) Tel : 092 - 471 - 6331 Fax : 092-476-3483

5. 募集期間

平成25年3月12日～平成25年3月29日(当日消印有効)

6. 技術の選考に関する事項

(1) 選考にあたっての前提条件

- 1) 募集工種、現場条件等、応募資格等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

(2) 選考の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選考を行う。

- 1) 技術の安全性・耐久性等の技術的事項の成立性
- 2) 当該現場条件
- 3) 特許、技術審査証明等または施工実績等
- 4) 工事の確実かつ円滑な実施体制
- 5) 経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境の6項目

なお、比較対象とする従来技術は「国土交通省 土木工事積算基準」に記載されている深層混合処理工(スラリー攪拌工・単軸施工)とする。

(3) 選考

下表の評価項目について提出された応募資料等を評価する。なお、同点の場合、「調整会議」において審議し決定する。また、提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、ヒアリングの時期及び内容等については別途通知する。

評価項目		内容に関する留意事項	配点
技術の安全性・耐久性等の技術的事項の成立性		①NETIS申請情報、「九州地方整備局活用促進型〔試行〕」のための技術募集(様式1～4)」及びNETIS登録申請時に提出された「その他参考資料の最新資料」により、技術が成立していないと確認された場合選考しない。	—
現場条件等	当該現場条件に対する適応性	①NETIS申請情報、「九州地方整備局活用促進型〔試行〕」のための技術募集(様式1～4)」及びNETIS登録申請時に提出された「その他参考資料の最新資料」により、技術が成立していないと確認された場合選考しない。	—
施工実績等	特許、技術審査証明等	①NETIS申請情報、「九州地方整備局活用促進型〔試行〕」のための技術募集(様式1～4)」及びNETIS登録申請時に提出された「その他参考資料の最新資料」により評価する。 ②特許、技術審査証明の両方を有する場合、優位に評価する。	40
	施工実績	①施工実績についてその内容を(様式-3)(様式-4)に記載すること。 ②公共機関(※)の実績を有すると確認された場合は評価する。	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	①本店の所在地を(様式-1)に記載すること。 ②評価は、①に記載した本店の所在地が、指定する地域内に所在する者を優位に評価する。 指定する地域：九州地方整備局管内	

経済性、 工程、 安全性等 6項目	経 済 性	①当該現場条件の見積りを(自由様式)に記載すること。 ②従来技術の見積り価格より安価な場合、優位に評価する。	60
	工 程	①当該現場条件の工事期間を(自由様式)に記載すること。 ②従来技術の工事期間より短縮する場合、優位に評価する。	
	品質・出来形	①活用効果調査表等の評価より、従来技術と比較して向上する場合、優位に評価する。	
	安 全 性	①活用効果調査表等の評価より、従来技術と比較して向上する場合、優位に評価する。	
	施 工 性	①活用効果調査表等の評価より、従来技術と比較して向上する場合、優位に評価する。	
	環 境	①活用効果調査表等の評価より、従来技術と比較して向上する場合、優位に評価する。	

(※) 公共機関とは下記に該当するものとする。

公 共 機 関
国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5) 注1)特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。 注2)地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。 注3)地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。 注4)公益法人とは、次のものをいう。 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。二旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。 注5)大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

7. 応募結果の通知・公表について

(1) 結果の通知・公表

応募者に対して選考されたか否かについて文書で通知する。なお、選考結果については九州地方整備局施工企画課にて閲覧することができる。

(2) 選考通知の取り消し

選考の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選考の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選考されたことが判明したとき
- 2) 選考の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき
- 3) その他、選考通知の取り消しが必要と認められたとき

(3) 異議申し立て

7. (1) 結果の通知・公表に異議がある場合は、通知した日から起算して7日(休日を含む)以内に、九州地方整備局 企画部長あてに異議理由を明示した書面を提出することにより、異議申し立てを行なうことができる。

当該調整会議事務局は、「異議申し立て」提出期限の翌日から起算して10日(休日を含む)

以内に、「異議申し立て」の内容に基づきヒアリングを実施し、「異議申し立て」提出期限の翌日から起算して 15 日（休日を含む）以内に「異議申し立て」に対する回答を当該調整会議事務局（九州地方整備局 企画部長）から通知する。

なお、ヒアリングは、調整会議事務局の職員が必ず 2 人以上で対応するものとする。

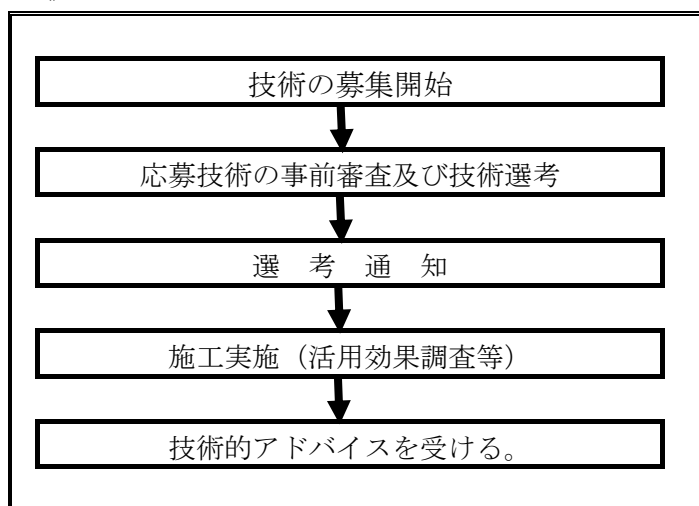
（提出先）国土交通省九州地方整備局 技術活用推進調整会議事務局

担当：企画部 機械施工管理官

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-7 福岡第二合同庁舎

（代表）Tel：092 - 471 - 6331 Fax：092-476-3483

8. 手続きフロー



9. その他

- （1）資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- （2）応募された資料は、技術の選考以外に無断で使用しない。
- （3）応募された資料は返却しない。
- （4）選考の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- （5）選考された技術の活用にあたり、応募者は技術に関する詳細な技術資料を提供するものとする。
- （6）活用方式

選考された新技術を発注者指定型で活用する。

- （7）募集内容に関する問い合わせに関しては以下の通り受け付ける。

- 1）問い合わせ先：国土交通省九州地方整備局 企画部 施工企画課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-7 福岡第二合同庁舎

（代表）Tel：092 - 471 - 6331 Fax：092-476-3483

- 2）期 間：平成 25 年 3 月 12 日～平成 25 年 3 月 29 日

（土・日・休日を除く平日の 9:30～17:00 までとする。ただし 12:00～13:00 は除く。）

- 3）受付方法：面談、電話、FAX（様式自由）にて受け付ける。

標準横断図

